

【23 釈 文】吾妻郡羽根尾村麦作付け状況報告

(天明四年：一七八四)

御尋ニ付奉ニ申上一候

荒地起返反別之内

一反別式反歩程

麦作蒔付仕候

残畑反別之内

一反別式町三反程

麦作蒔付仕候

一小前之内、宜敷暮シ罷在候者無ニ御座一候

只今ニ而ハ、麦作生立之儀、寒国故相知不レ申候

右之通相違無ニ御座一候、以上

上州吾妻郡羽尾村

天明四辰二月

名主 治右衛門<sup>印</sup>

組頭 太郎右衛門<sup>印</sup>

百姓代 浅右衛門<sup>印</sup>

原田清右衛門様

御役所

【23 読み下し文】

御尋ねに付申し上げ奉り候

荒地地起こし返し反別の内

一反別式反歩程

麦作蒔き付け仕り候

残り畑反別の内

一反別式町三反程

麦作蒔き付け仕り候

一小前之内、宜敷(よろしき)暮らし罷(まか)り在り候者御座無く候

只今にては、麦作生え立ての儀、寒国故(ゆえ)相知れ申さず候

右の通り相違御座無く候、以上

上州吾妻郡羽尾村

天明四辰二月

名主 治右衛門<sup>印</sup>

組頭 太郎右衛門<sup>印</sup>

百姓代 浅右衛門<sup>印</sup>

原田清右衛門様

御役所